

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なります。

昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以降に生まれた方

60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。
 長期加入者の方・障害をお持ちの方は、受給開始年齢の特例があります。【7ページ参照】

